

# 病児受け入れ基準について

## 1. 病児とは

病気の「回復期に至らない場合」で、当面の症状の急変が認められない場合

## 2. 病児の受け入れ基準

・医療機関による入院の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団生活が困難であること。

・医療機関受診後の子どもであること。

※診療情報提供書を記入のうえ提出していることを前提とします。

・利用時体温が 38.5℃未満であること。

※解熱剤使用している場合は、症状によりお預かりをお断りさせて頂くこともあります。

## 3. 病児の受け入れ可能な病気

・風邪や消化不良症に伴う下痢等の乳幼児が日常かかる病気

・慢性の喘息

・骨折

・熱傷

・伝染性の疾患でかかりつけ医が感染の心配はないが、保育園等の集団生活は難しいと判断した時

※病児受け入れ基準は次ページの表をご参照ください

疾患	病児受け入れ基準
感冒（風邪）、上気道炎	回復傾向がみられたら
インフルエンザ	発症後 4 日目から、もしくは症状の回復傾向がみられたら
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	
咽頭結膜炎（プール熱）	
ヘルパンギーナ	
手足口病	発症後 1 日目から（体温が 38.5℃未満）
溶連菌感染症	抗生剤を飲み始めて 24 時間以上経過してから
伝染性紅斑（りんご病）	希望があれば
RS ウイルス感染症	呼吸状態など全身状態が落ち着いていたら
マイコプラズマ肺炎	抗生剤を内服し呼吸状態など全身状態が落ち着いていたら
ヒトメタニューモウイルス感染症	熱や咳など全身状態が落ち着いていたら
その他の傷病について	全身状態が落ち着いていたら

※定員は、症状等により定員未満でも預けられない場合がありますので、ご了承ください。

#### 4. 病児の受け入れ不可能な症状

- ・38.5°C以上の高熱で活気がないとき。
- ・ひどい喘息発作が生じているとき。
- ・原因不明で2週間以上続く咳があるとき。
- ・けいれん後48時間以上経過していないとき。
- ・てんかん発作が頻回に起こっているとき。
- ・経口摂取が全くできないとき。
- ・嘔吐・下痢症状が継続し、著しい脱水症状（尿がでない、唇が乾燥している等）があるとき。
- ・点滴、注射等を必要とする又は、治療を受けたとき。
- ・薬剤の投与中で免疫機能が低下しており、感染症等に感染すると重症になる危険性が高くなる危険性が高いとき。
- ・1歳の誕生日を過ぎてMR（麻疹、風疹ワクチン）・水ぼうそうワクチン、BCGを受けていないとき。
- ・麻疹・風疹・水痘（水ぼうそう）・感染性胃腸炎（ノロ・ロタウイルス）・流行性角結膜炎（はやり目）と診断されたとき。
- ・かかりつけ医等の診察により利用が困難と判断されたとき。